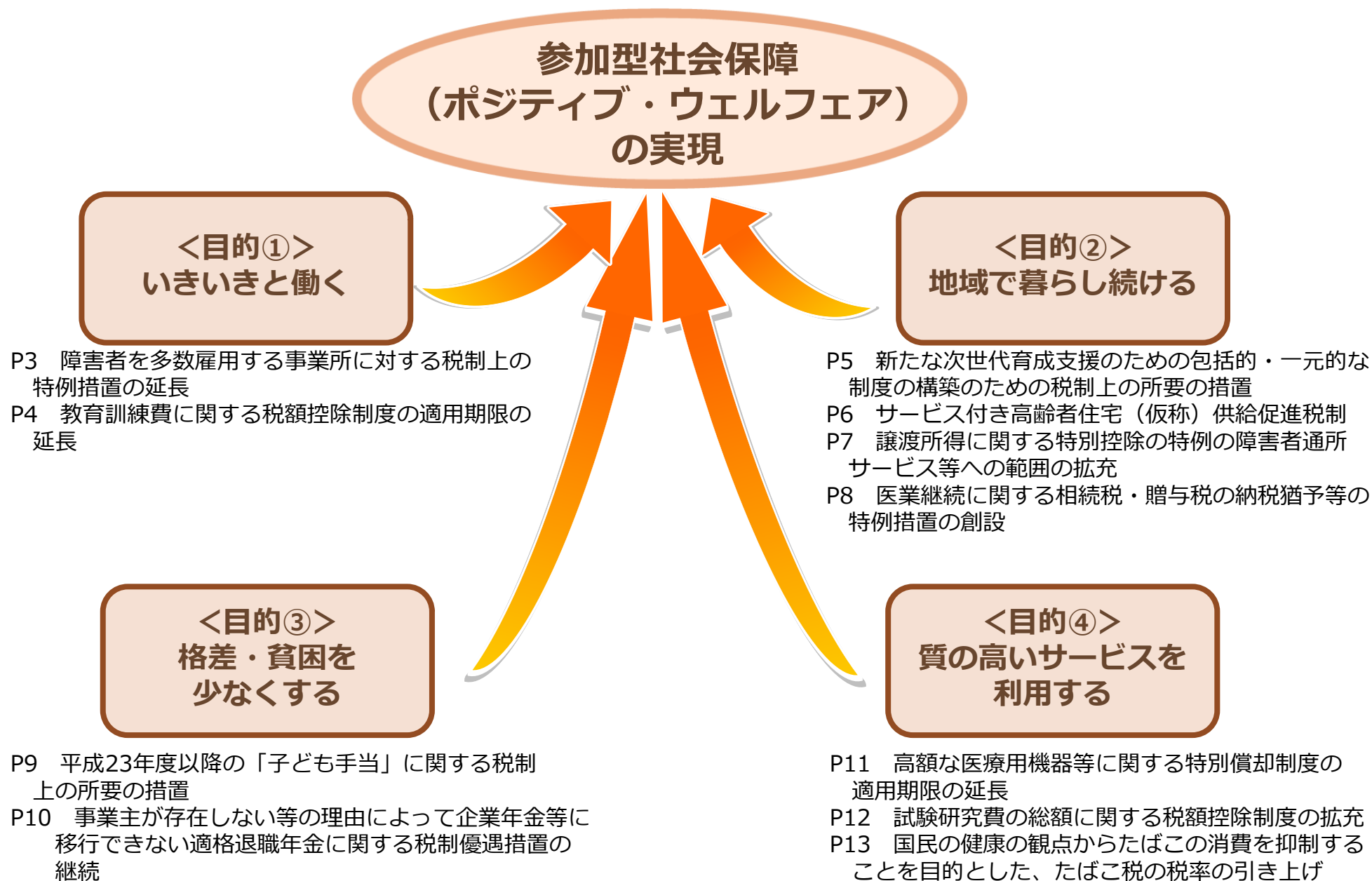


平成23年度 主要税制改正項目の概要

平成22年8月
 厚生労働省

問い合わせ先：
社会保障担当参事官室 政策第二係
伊藤洋平、宮邊香奈
(代) 03-5253-1111 (内線7693)
労働政策担当参事官室 企画第二係
飯田剛、桐石邦生
(代) 03-5253-1111 (内線7992)

平成23年度 主要税制改正要望項目（目次）



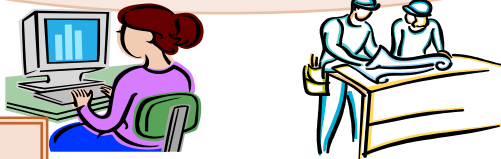
障害者を多数雇用する事業所に対する税制上の特例措置の延長（所得税、法人税、不動産取得税、固定資産税）

要望内容

障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度並びに不動産取得税の減額措置及び固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を2年間延長する。（～平成25年3月31日）

①障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度（所得税、法人税）

障害者を多数雇用する事業所



要件

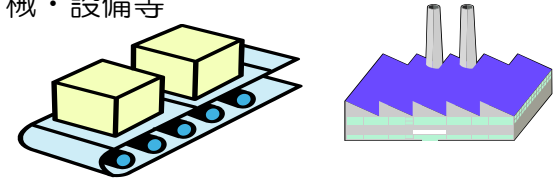
障害者雇用割合（※1）が50%又は25%以上かつ20人（※1）以上障害者を雇用

普通償却費
＋
普通償却限度額の24%
（工場用建物及び施設は32%）

割増償却

減価償却資産

減価償却を行う年又はその前5年以内の各年において取得、製作、建設した機械・設備等



②不動産取得税の減額措置及び固定資産税の課税標準の特例措置（不動産取得税、固定資産税）

障害者を多数雇用する事業所

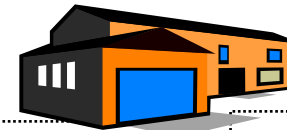
要件

- ①障害者雇用割合（※1）が50%以上かつ20人（※1）以上障害者を雇用
- ②重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金（※2）を用いて事業用施設（作業用に限る）を取得

減税特例

不動産取得税

平成25年3月31日までの間に取得し、引き続き3年以上事業の用に供する事業用施設について、当該税額から取得価額の1/10に相当する額に税率を乗じて得た額を減額。



固定資産税

平成25年3月31日までの間に取得した事業用家屋（取得から当初5年度分に限る）について、課税標準となるべき価額の1/6に障害者雇用割合及び税率を乗じた額を減額。

※1 短時間労働者を除く重度障害者は1人を2人として、重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人として計算。

※2 重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者を多数雇い入れるか現に雇用する事業主で、当該障害者のために事業施設等の設置又は整備を行う場合に、その費用の一部を助成するもの。

要望内容

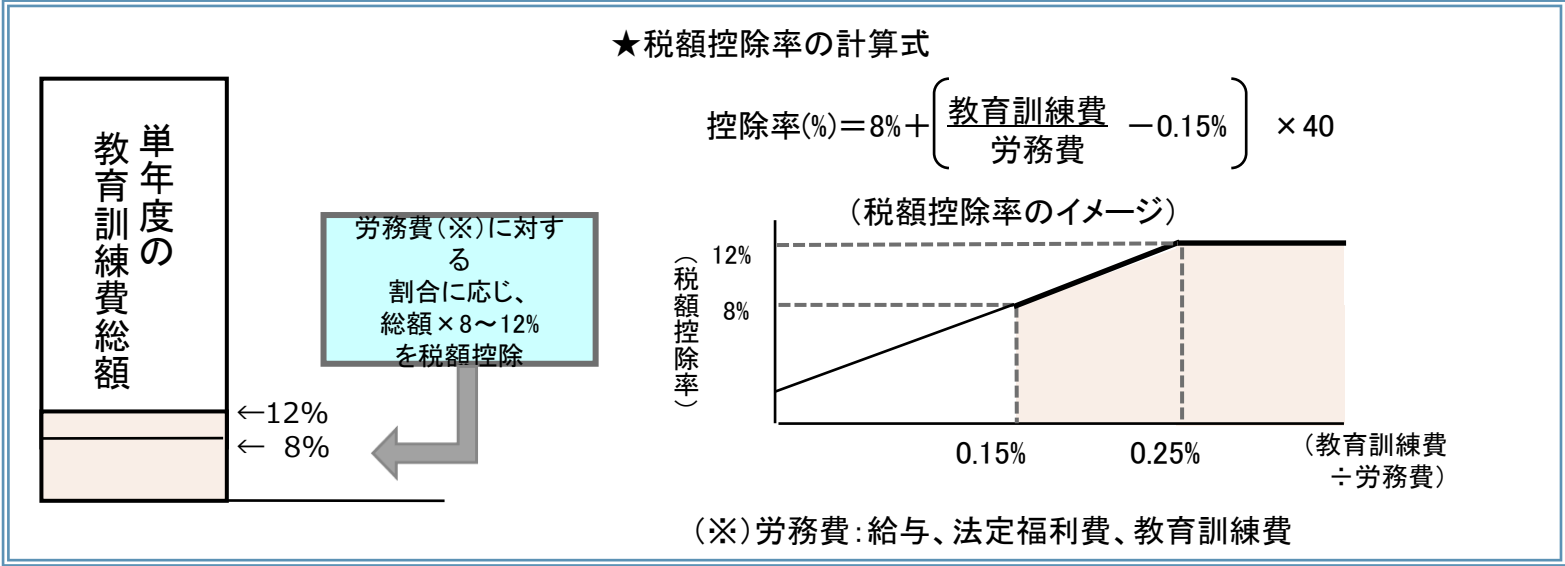
- 中小企業の人材投資を加速させることによって、中小企業の生産性の向上や経営環境の変化への対応を実現し、我が国の中小企業の収益の増加、競争力の強化を図ることを目的とする。
- 外部講師による社内教育や外部機関での研修にかかる経費を法人税額等から直接控除することにより、中小企業の教育訓練費を引き上げ、ひいては労働生産性の向上を図るもの。

現行制度

【創設年度】H17年度（適用期間：6年） ※ H20年度から中小企業に限定、
【減収額】112億円（H22年度見込）※財務省試算、【適用期限】H22年度末

事業年度の労務費に占める教育訓練費の割合が一定水準(0.15%)以上の中小企業に対して、当該教育訓練費の総額の8～12%に相当する額を税額控除。

例えば、中小企業が100万円の教育訓練を行った場合は、最大で12万円の税額控除が可能



(所得稅、法人稅、個人住民稅、法人住民稅、不動產取得稅、固定資產稅等)

「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」（平成２２年６月２９日少子化社会対策会議決定）においては、事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築するとされており、これを踏まえ、必要となる税制上の所要の措置を講じる。

現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築することとしており、社会全体で子どもと子育てを支える体制を実現するためには、新システムの子ども・子育て支援対策について、税制上の必要の措置を講じることが必要である。



要望内容

新たに制度化の検討がされているサービス付き高齢者住宅（仮称）について、現行の高齢者優良賃貸住宅に関する建設促進税制と同様の措置等を講じる。

サービス付き高齢者住宅（仮称）の必要性

新成長戦略

【観光立国・地域活性化戦略】

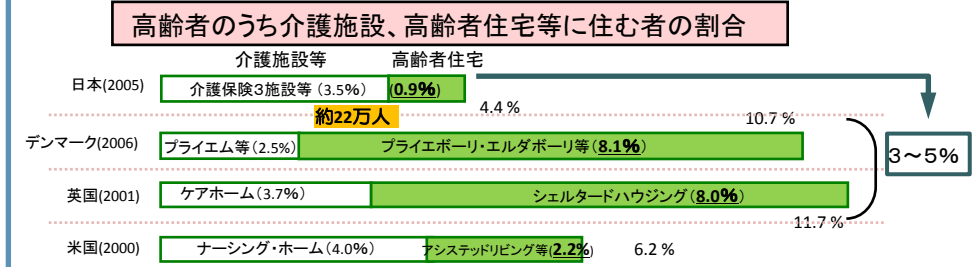
～ストック重視の住宅政策への転換～

（中古住宅の流通市場、リフォーム市場等の環境整備）

○生活支援サービス、医療・福祉サービスと一体となった住宅の供給を拡大

2020年までの目標

高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合を欧米並み（3～5％）とする。（国交省成長戦略）



現行制度

高齢者向け優良賃貸住宅の新築等をした場合

- ★所得税・法人税：5年間2.0割増償却
（耐用年数35年以上のもの：2.8割増償却）
※生活支援施設付きの場合は、4.0割増償却
（耐用年数35年以上のもの：5.5割増償却）
- ★固定資産税：5年間2／3を減額
- ★不動産取得税：《高齢者向け優良賃貸住宅の特例はない》
 - ①新築住宅を取得した場合、課税標準から一戸につき1,200万円を控除
 - ②新築住宅に係る土地を取得した場合、税額から150万円又は住宅の床面積の2倍までの土地価格に税率を乗じて得た額を減額

要望

サービス付き高齢者住宅（仮称）の新築等をした場合

- ★所得税・法人税：①床面積：35㎡→30㎡、
【拡充・延長】②台所等の共用部分を床面積に算入
③補助受給要件を廃止し、代わってバリアフリー構造等を要件に加える
- ★固定資産税：①床面積：35㎡→30㎡
【拡充・延長】②補助受給要件を廃止し、代わってバリアフリー構造等を要件に加える
- ★不動産取得税：サービス付き高齢者住宅（仮称）について
【拡充】床面積：40㎡→30㎡

譲渡所得に関する特別控除の特例の障害者通所サービス等への範囲の拡充

(所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税)

要望内容

障害者自立支援法に基づくサービスのうち、第2種社会福祉事業である通所サービスやグループホーム等（※）について、その用地の確保を支援するため、第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業の保育所や老人デイサービスセンター等と同様に、簡易な証明により譲渡所得に係る特別控除の適用を受けられるようにする。

（※）国、地方公共団体又は社会福祉法人が設置する療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、グループホーム、ケアホーム等

現行

障害者自立支援法に基づくサービス用地のための
土地の譲渡

第1種社会福祉事業
入所サービス

第2種社会福祉事業
保育所や老人デイ
サービスセンター等

第2種社会福祉事業
通所サービスやグル
ープホーム等

収用証明書がなくても
譲渡所得の特別控除
が適用できる

収用証明書がなければ
譲渡所得の特別控除
が適用できない

要望実現後

障害者自立支援法に基づくサービス用地のための
土地の譲渡

第1種社会福祉事業
入所サービス

第2種社会福祉事業
保育所や老人デイサ
ービスセンター等

第2種社会福祉事業
通所サービスやグル
ープホーム等

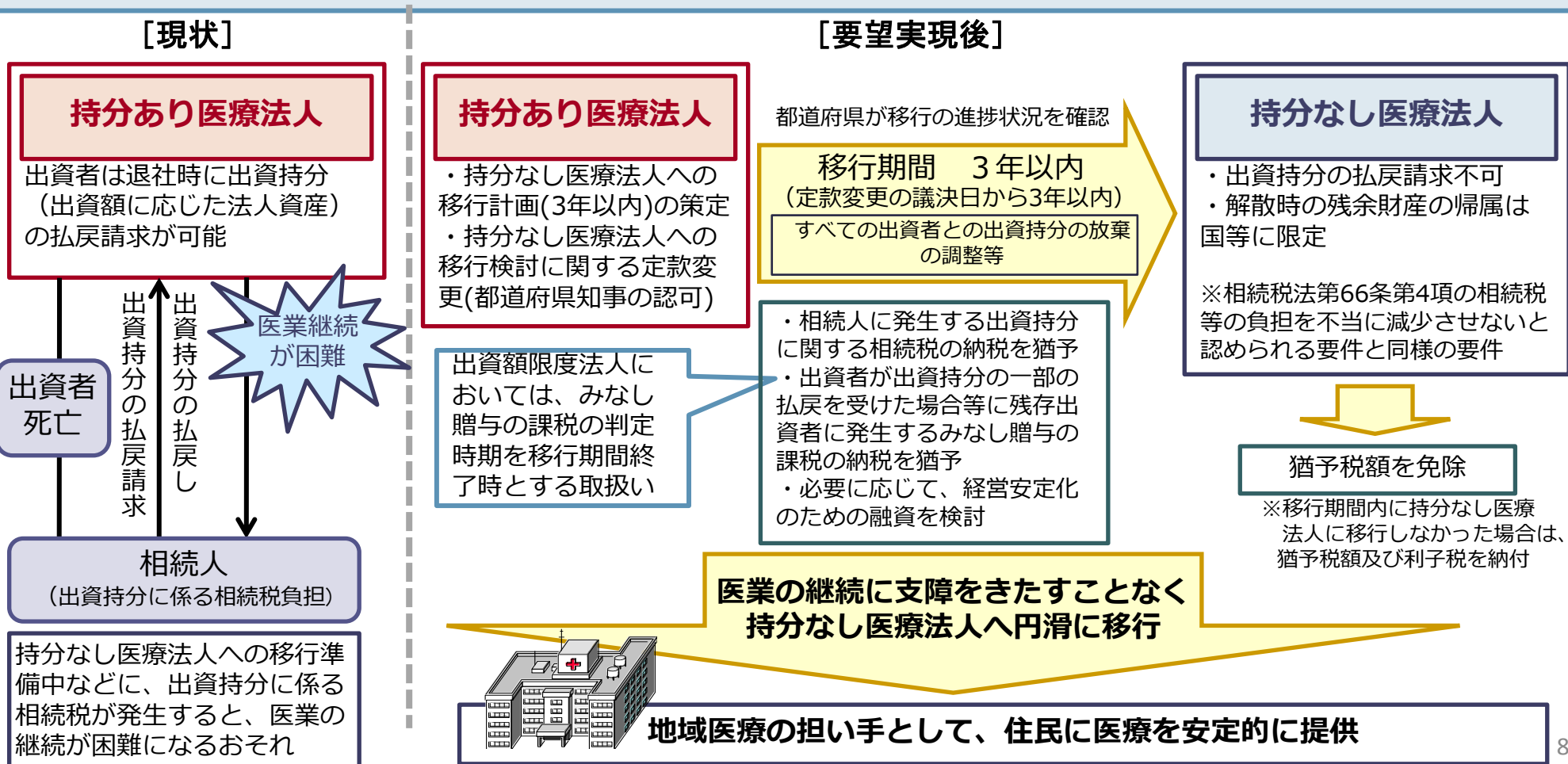
収用証明書がなくても譲渡所得の特別控除
が適用できる

- 第2種社会福祉事業用地の確保が容易となる。
→ サービス基盤の整備促進が図られる。
- 第2種社会福祉事業である保育所や老人デイサービスセンターとの均衡が図られる。

要望内容

持分あり医療法人については、出資持分に係る相続税により医業の継続が困難となるとの指摘がある。地域医療を継続しつつ、持分あり医療法人が持分なし医療法人へ円滑に移行できるよう、持分あり医療法人のうち、持分なし医療法人への移行を検討するものについて、移行期間（最長3年間）中に出資者の死亡に伴い相続人に発生する相続税については、納税を移行期間内は猶予するとともに、移行期間内に一定の要件を満たす持分なし医療法人に移行した場合に猶予税額を免除するなどの特例措置を創設する。

併せて、持分なし医療法人への移行中の出資額限度法人については、出資者等による持分返還に伴い残存出資者に発生するみなし贈与の課税の判定時期を移行期間終了時等とする取扱いとする。



要望内容

平成23年度以降の子ども手当について、予算編成過程における検討を踏まえ、税制上の所要の措置を講じる。

要望理由

- 平成23年度以降の子ども手当については、平成21年12月23日の国家戦略・総務・財務・厚生労働の4大臣合意において、平成23年度予算編成過程において改めて検討することとしており、その結果に基づいて所要の税制上の措置が必要なため。

※平成22年度の子ども手当については、非課税措置や差押禁止措置が講じられている。

- （参考）平成22年度予算における子ども手当等の取扱いについて（抄）（平成21年12月23日 4大臣合意）
2. 平成23年度における子ども手当の支給については、平成23年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて平成23年度以降の支給のための所用の法律を平成23年度通常国会に提出する。

事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金に関する税制優遇措置の継続〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税〕

要望内容

平成23年度末で廃止期限を迎える適格退職年金（以下、「適年」という）のうち、事業主が存在しない等のために制度的に企業年金等（厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金、中小企業退職金共済）へ移行できないものについては、廃止期限後も、税の優遇措置を継続する。

制度の概要・要望の必要性

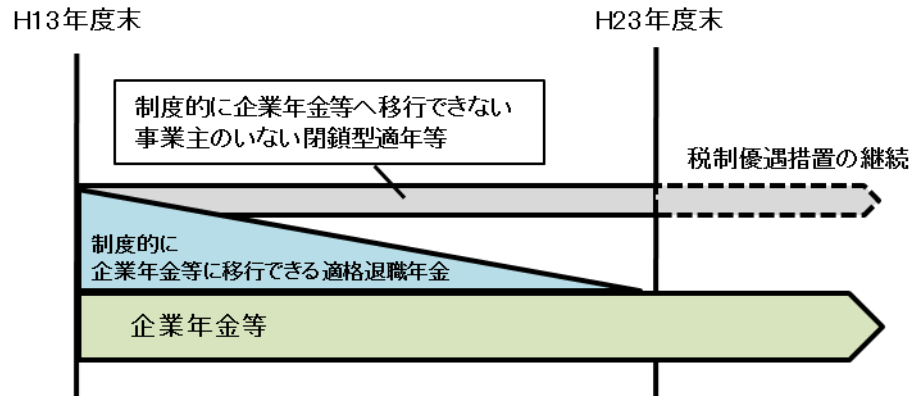
○適年の廃止

- ・適年は、受給権保護の仕組みが弱いことから、平成13年度に、10年の経過期間を設けて、廃止が決定しており、平成23年度末にその期限を迎える。
- ・廃止決定時に約7万4千件あった適年は、これまでに95%が移行等を完了又は今後の方針を決めており、引き続き、企業年金等への移行を進める必要がある。

○企業年金等に移行できない適年の取扱い

- ・しかしながら、ごく一部（約百件程度）の適年は、制度的に企業年金等へ移行できない（※）ことから、これらに対する税の優遇措置の継続が必要。

（※）企業倒産等の理由で事業主がいなくなり、受給者のみで構成された適年（いわゆる、閉鎖型適年）等。



対象税制

- 年金資産を運用時非課税とする。
- 年金・一時金給付を公的年金等控除・退職所得控除の対象とする。

要望内容

医療保健業を営む個人又は法人が、①高額な医療用機器又は②医療安全に資する医療機器等を取得した場合、及び③構造設備基準に適合した病院等への建替えを行った場合、特別償却を認める適用期限を2年間延長する。

①高額な医療用機器

医療保健業を営む個人又は法人が、取得価格500万円以上の医療用機器（高度な医療の提供に資するもの又は承認を受けてから2年以内のものに限る）を取得した場合に、取得価格の14%の特別償却を認める特例措置について、その適用期限を2年間延長。

（～平成25年3月31日）

（対象機器例）

超電動磁石式全身用MR
汎用人工呼吸器
セントラルモニタ
全身用X線CT診断装置 等



②医療安全に資する医療機器等

医療安全に資する医療機器等（*）を取得した場合に、取得価格の20%の特別償却を認める特例措置について、その適用期限を2年間延長。

（～平成25年3月31日）

（*）

人工呼吸器（警報機能付き）、シリンジポンプ（警報機能付き）、生体情報モニタ（人工呼吸器との同時設置に限る）、生体情報モニタ連動ナースコール制御機（警報情報表示機能付き）、自動錠剤分包機、注射薬自動払出機、医療情報読取照合装置、調剤誤認防止装置、分娩監視装置、特殊寝台（高さ調整機能付き）



③平成12年医療法改正による改正後の構造設備基準に適合した病院等への建替え

平成12年医療法改正による改正後の構造設備基準に適合した病院・有床診療所への建替えを行った場合の建物について、基準取得価格（取得価格の1/2）の15%の特別償却を認める特例措置について、その適用期限を2年間延長。

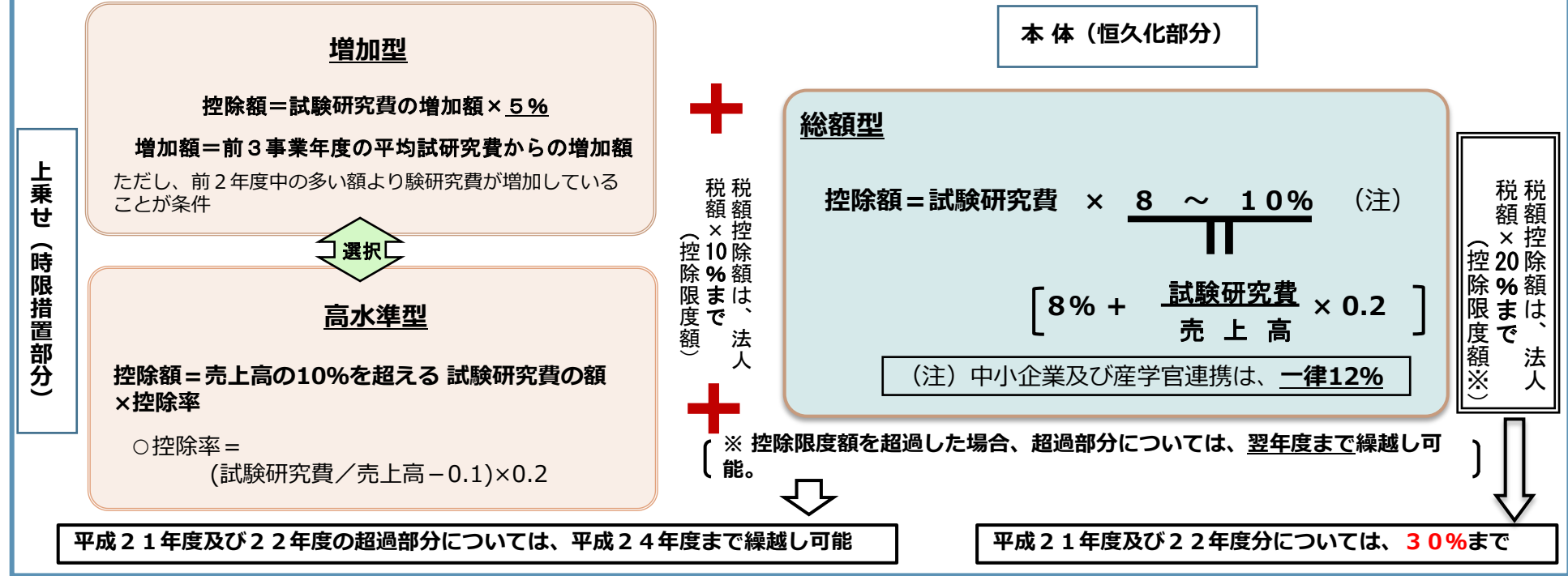
（～平成25年3月31日）



要望内容

医薬品・医療機器企業等の試験研究を活性化するため、試験研究費総額の一定割合を税額控除する制度について、控除限度額が30%とされている特例措置（時限措置）等を拡充する。

現行制度



要望

控除限度額が30%とされている特例措置（時限措置）等を拡充する。

国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ (たばこ税・たばこ地方税)

要望内容

国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、たばこ税及び地方たばこ税の税率を引き上げる

喫煙の健康への悪影響は明らかであるが、いまだ日本の喫煙率は高い。

- 男性喫煙者の肺がんによる死亡率は、男性非喫煙者に比べて約4.5倍高い
- 慢性閉塞性肺疾患(COPD)のほとんどの要因が喫煙となっている(80%~90%)
- 40歳時点のたばこを吸っている男性の平均余命は、たばこを吸わない男性より、3.5年短い

主要国の喫煙率

国名		日本	ドイツ	フランス	イギリス	オーストラリア
喫煙率	男性	36.8%	34.8%	33.3%	22.0%	16.6%
	女性	9.1%	27.3%	26.5%	20.0%	15.2%

出典:たばこアトラス第3版(2009)
日本は平成20年国民健康・栄養調査

- たばこ規制枠組条約(FCTC)第6条において、たばこの需要を減少させるための価格及び課税に関する措置を実施することが求められている

(参考) 主要国のたばこ価格(円) ※1ドル=94円で換算

国名	日本※	ドイツ	フランス	イギリス	オーストラリア
価格	300	600	682	1008	734

出典:たばこアトラス第3版(2009)

※平成22年10月からは410円

たばこの課税政策を行う背景

「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」

○締約国は、価格及び課税に関する措置がたばこの消費を減少させるための効果的及び重要な手段と認識し、課税政策を実施すること。(第6条)

日本:平成16年6月批准、平成17年2月発効。

(締約国数:167カ国(平成21年10月現在)。)

健康日本21(運動期間:2000~2012)

- 健康増進法第7条に基づく、目標期間、目標数値を有する具体的な計画。
- 健康日本21では、健康寿命の延伸等を実現するため、国民が一体となった健康づくり運動を推進し、社会全体の健康づくりに関する意識に向上及び取組を促す。

【たばこ対策】未成年者の喫煙をなくす、受動喫煙の防止等の他に「喫煙をやめたい人がやめる」という目標項目を設定した。

がん対策基本計画

○平成18年に成立したがん対策基本法に基づき、平成19年度に策定。

【たばこ対策】健康影響に関する知識の普及、未成年者の喫煙率を0%にするなど、がん予防のための重要な柱の1つとして取り組んでいる。

